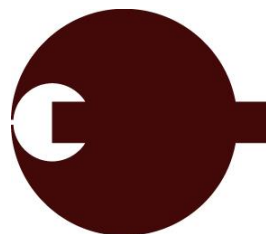


# 令和4年度介護事業者 集団指導用資料



奈良県 介護保険課 介護事業係

# TOPICS

- ◆ 県への届出等について
- ◆ 最近のトピック

Chapter.1

# 県への届出等について

# 介護保険課への届出等 I

## ○指定更新

- ・ 指定有効期限（6年）が切れる年に申請
- ・ 期限前に通知を郵送してお知らせします

## ○変更届

- ・ 事業所や法人の名称・所在地の変更、  
法人代表者・管理者・サ責・ケアマネの変更、  
運営規程の内容変更、等
  - ・ 変更後10日以内に提出
- ※事業所の所在地変更や増築、定員の変更など、  
面積要件のあるものは、要事前相談

# 介護保険課への届出等Ⅱ

## ○体制届

- ・ 居宅系サービス→算定開始月の前月15日まで
- ・ 施設系サービス→算定開始月の初日まで

(例) 5月から算定したい!

居宅→4月15日まで

施設→5月1日まで

※上記以外の届出期日となる加算もあります  
(ADL維持等加算、事業所評価加算など)

## ○休止・廃止

- ・ 休廃止する日(最終営業日)の1ヶ月前までに届出
- ・ 休止期間は原則1年間

※指定申請等はこの届出提出は令和6年度に電子化する予定

# 介護サービス情報公表システム

## ○どのようなものか

利用者が、数多くの介護サービス事業者から、自分の必要や希望にあった事業者を選択するために、介護事業所が情報を公表するもの

## ○いつ出すか

- ・ 県からIDとパスワードを通知（提出期限は通知に記載）  
→インターネット上で、事業所の基本情報と運営情報を登録していただきます
- ・ 変更あった場合は、情報の修正が必要

# 業務管理体制の届出 I

○どのような届出か

→法人の中で法令遵守責任者は誰か？等

事業所数 ※医療みなし除く	届出内容		
20未満	法令遵守責任者の選定		
20以上100未満	法令遵守責任者の選定	法令遵守マニュアルの整備	
100以上	法令遵守責任者の選定	法令遵守マニュアルの整備	法令遵守に係る監査

○いつ出すか

→事業を始めようとするとき、届出内容に変更があったとき

# 業務管理体制の届出Ⅱ

事業者の区分	届出先
①事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在	厚生労働大臣
②事業所が2以上の都道府県に所在 かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在	(主たる事務所の所在地の) <u>都道府県知事</u>
③事業所が同一指定都市内にのみ所在 又は、同一中核市内にのみ所在	指定都市の長 中核市の長
④地域密着型サービス(予防含む)のみを行う かつ、事業者が同一市町村にのみ所在	市町村長
⑤ ①～④以外	<u>都道府県知事</u>



# 令和3年度改正の注意点

○全サービス共通で令和6年3月31日までに必要な措置

- ①感染症対策の強化
- ②業務継続に向けた取り組みの強化（BCP, 業務継続計画の制定）
- ③高齢者虐待防止の推進
- ④認知症介護基礎研修の受講（例外もあります）

+介護現場におけるハラスメント防止に関する取り組みの強化

⇒①、②、③とハラスメント防止は運営規程に定める

Chapter.2

# 最近のトピック

# (1) 兼務について

○複数サービス提供時の兼務について

→一部認められないケースでの兼務状況がある

(例) Aサービス、Bサービスの2つを提供時

Aサービス	Bサービス	兼務
管理者	管理者	管理者兼務はOK
介護職員	介護職員	①赤字と②緑字を同時に満たすことは×
同一サービスの兼務はOK		

※管理者の場合、管理上支障がない場合は、

①当該事業所の他の職務に従事する (赤字)

②同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事する (緑字) が可能。

→この例では、どちらか一方は可能だが、どちらも満たす場合は不可

## (2) リスク管理と苦情処理

○リスク発生の要因となる潜在化した仕組みや組織風土を変える取組が重要。

○事業が順調で利害関係者が増えるほど、苦情が発生する要因が増加し、発生を防ぐことは極めて困難。

⇒悪化させないノウハウを磨く。

→苦情処理マニュアル・事故対策マニュアル等を普段から整備することは、非常に効果的。

# (3) 事故報告

- サービス提供により事故が発生した場合には、市町村（保険者と所在地市町村）、利用者の家族、担当のケアマネージャーに連絡をとらなければならない（併せて、県にも報告）
  - 市町村への報告が必要な事故
    - ・ サービス提供時の利用者の事故等  
（日常生活に大きな支障のないものは報告不要）
    - ・ 従業員の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの
    - ・ 火災、震災、風水害等の災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故等
    - ・ 感染症や食中毒の集団発生等（保健所へも速やかに報告）
- ⇒事故の経緯を整理し、再発防止策を講じ、事故を減らすことが目的  
事故報告書の提出自体は目的ではない点に注意を

# 新型コロナウイルス感染症対策のご案内

感染症対策トップ →

## 新型コロナウイルス感染症対策等について

- ▶ 介護サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策一時支援事業について
- ▶ 高齢者施設における感染対策教材等について
- ▶ 人員基準等の臨時的な取扱いについて
- ▶ 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業
- ▶ 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応
- ▶ 厚生労働省発出の関連通知等（厚生労働省HP）

## 社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和5年1月改訂版）

**NEW!** 〈令和5年1月19日公開〉

★令和5年1月25日、修正差し替えを行いました。（修正箇所：6～8ページ）

奈良県の高齢者施設における新型コロナ感染対策の拠り所として、令和2年10月の初版策定時から活用いただいていた本マニュアルについて、この度、非常に感染力の強いオミクロン株の特性や、施設外においては感染対策が緩和されつつある動向を踏まえ、大幅に加筆改訂を行いました。

前回令和4年3月改訂時から掲載し、最もご利用いただいている感染発生時の最低限の初動対策を端的にまとめたチェックリストはさらにバージョンアップし、また、生活場面ごとの感染対策に関する動画付き解説も引き続き掲載しています。

新型コロナが感染症法上5類に移行しても、ウイルスの感染力や高齢者の重症化リスクが低くなるわけではありません。他方、職員が施設外で感染するリスクはより高まりますので、本マニュアルに基づく感染対策の重要性はむしろ高まると思われます。

（奈良県立医科大学 感染症センター 笠原教授 監修）

### 令和5年1月改訂版のポイント

- (1) 職員の施設外での感染は完全には避けられない現実を直視し、職員が感染していても入所者等に感染させない方法を解説
- (2) 療養期間や濃厚接触者の待機期間と感染性のある期間との乖離について解説  
★療養期間や待機期間が短縮されても、感染リスクが残る期間が短くなるわけではない！
- (3) 初動を誤らせる陰性の検査結果への過信について注意喚起（抗原・PCRいずれも）
- (4) エアロゾル感染対策の要！換気の方法に関する情報提供を充実
- (5) 多床室における初動で重要な陽性入所者の隔離のための部屋移動の考え方を解説
- (6) その他、クラスター施設で見られた感染対策の落とし穴や各種誤解を新たに紹介  
（例）ビニールシートのエアロゾル遮断効果、消毒液携帯の注意点、大声のリスク、等

コロナ対策マニュアル→

⇒ [こちらからどうぞ](#)（PDF冊子）

# 厚生労働省HPのご案内

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

見出し欄・・・→

The screenshot shows the homepage of the Ministry of Health, Labour and Welfare. The main navigation bar includes links for 'ホーム', '報道・広報', '政策について', '厚生労働省について', '統計情報・白書', '所管の法令等', and '申請・募集・情報公開'. The breadcrumb trail indicates the current page is '介護・高齢者福祉 > 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ'. The main heading is '介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ'. Below this, a blue box highlights the search results for '介護現場における感染対策の手引きなど'.

- ・ 上記URLの他、「厚生労働省 感染症対策ガイドライン」等で検索
- ・ ページ右下、「介護現場における感染対策の手引きなど」に感染対策マニュアルがあります

This close-up shows the search results for '介護現場における感染対策の手引きなど'. The results are listed as PDF documents with their respective sizes:

- ▶ PDF 介護現場における感染対策の手引き [PDF形式: 13.1MB]
- ▶ PDF 介護職員のための感染対策マニュアル(施設系) [PDF形式: 4.2MB]
- ▶ PDF 介護職員のための感染対策マニュアル(通所系) [PDF形式: 4.7MB]
- ▶ PDF 介護職員のための感染対策マニュアル(訪問系) [PDF形式: 3.5MB]
- ▶ PDF 感染対策普及リーフレット [PDF形式: 2.6MB]

# 電子メールを活用した情報伝達のための メールアドレス登録について

○情報を一層迅速に貴事業所・施設へお伝えするために、電子メールの活用を促進しています。

電子メールのアドレスを登録されていない事業所・施設におかれましては、登録していただきますようご協力お願いいたします。

メールアドレスが分からない場合は、介護保険課介護事業係へご連絡お願いいたします。（TEL：0742-27-8532）

○登録した内容に変更が生じた場合は、メールにて変更があった旨をご報告ください。

本文に変更の内容を記載し、登録内容の変更の旨がわかるような件名（例 メールアドレスの登録内容の変更（法人の名称））で送信お願いいたします。



# 関連部署一覧（奈良県庁内）

担当部署名	キーワード
介護保険課 介護事業係	介護保険サービス事業所・施設の指定基準、加算、介護保険法
介護保険課 施設整備係	施設の整備、補助金、老人福祉法
介護保険課 介護計画係	高齢者施策に関する計画、要介護認定調査員研修
長寿・福祉人材確保対策課	ケアマネ研修、喀痰吸引、認知症介護研修、人材確保補助金、事業所認証制度
地域包括ケア推進室	地域包括ケアシステム、認知症、高齢者虐待防止
監査指導室	運営指導、監査
地域福祉課	生活保護
住まいまちづくり課	※サ高住

※サ高住のうち、介護保険課の所管である「特定施設入居者生活介護」は介護事業係へ、上記以外で①入浴、排泄又は食事の介護、②食事の提供、③洗濯、掃除等の家事の供与、④健康管理の供与、のいずれかを提供するサ高住は施設整備係へ

# 関連団体一覧①（奈良県庁外）

団体名	キーワード
市町村介護保険担当課 市町村地域包括支援センター	地域密着型サービス、 居宅介護支援事業所、総合事業
奈良市介護福祉課	所在地が奈良市の 介護サービス事業所・施設
国民健康保健団体連合会（国保連）	介護報酬請求事務、 介護サービス苦情相談
労働局	労災・雇用保険、労働安全衛生、 労働条件、雇用対策
介護労働安定センター	雇用管理、職業能力開発

# 関連団体一覧②（奈良県庁外）

団体名	キーワード
近畿厚生局	保健医療機関、診療報酬
近畿運輸局	タクシー業許可 (通院等乗降介助含む)
保健所	食品衛生、感染症予防、難病相談、 病院・診療所の開設
消防署	火災予防、消防法令
建築課 (土木事務所または市役所)	建築基準法、開発行為

より良い介護保険制度の推進に  
ご協力よろしく申し上げます

